

富山県森づくりプラン

～森や木との関わりを深め、ウェルビーイング向上を目指して～

(案)

令和〇年〇月策定
富山県

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 とやまの森の現状と課題	2
1 社会情勢の変化等	2
（1）人口減少と少子高齢化	2
（2）森林の高齢級化と森林資源の充実	2
（3）ツキノワグマなど野生動物とのあつれきの増大	3
（4）ネット・ゼロやネーチャーポジティブへの対応	4
（5）県民の森づくりに関する意識の変化	4
2 水と緑の森づくり事業の実績	5
（1）水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進	5
（2）とやまの森を支える人づくりなどの推進	6
第3章 とやまの森づくりのための基本的な考え方	7
1 とやまの森づくりの基本理念	7
2 とやまの森づくりの目指す姿	7
3 とやまの森づくり基本指針	8
（1）森林の整備及び保全に関すること	8
（2）森と木に関わる関係人口の創出・拡大に関すること	10
第4章 「水と緑の森づくり税」を活用した施策に関すること	11
1 「水と緑の森づくり税」の趣旨	11
2 「水と緑の森づくり税」を財源とした施策の方向	11
3 施策の目標	15
第5章 推進体制	16
1 計画の進行管理	16
2 計画の推進	16
3 関係者に期待するそれぞれの役割	17
参考資料	
1 別表（里山林の整備対象と想定される森林の所在）	19
2 とやまの森の公益的機能評価の一例	20
3 富山県森づくり条例	25

第1章 はじめに

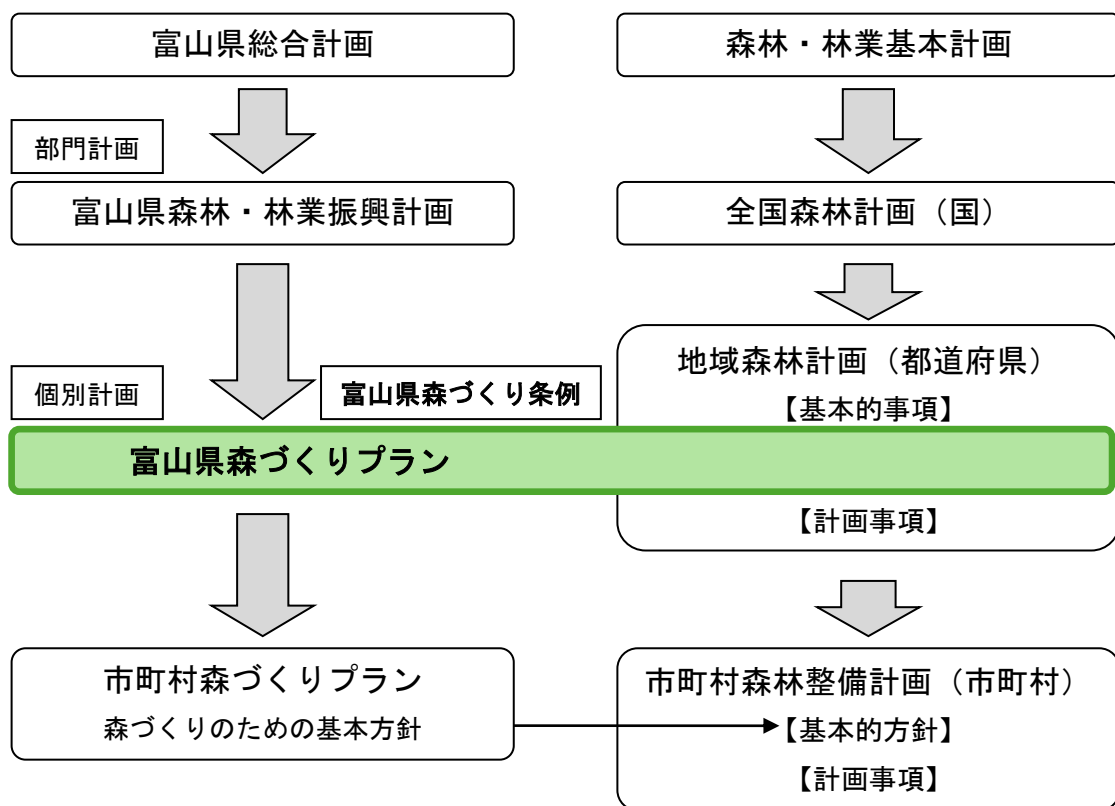
1 計画策定の趣旨

「富山県森づくりプラン」（以下「森づくりプラン」という。）は、「富山県森づくり条例」の第10条の規定に基づく「森づくりの基本計画」として、とやまの森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めるものです。

2 計画の位置付け

森づくりプランは、「富山県総合計画」の部門計画である「富山県森林・林業振興計画」の森づくりに関する個別計画です。

また、森林法に基づき、県が策定する「地域森林計画」の基本的事項として位置付けるとともに、「富山県中山間地域創生戦略」など関連施策との調和を図ります。



富山県森づくりプラン及び市町村森づくりプランの位置付け

3 計画期間

富山県総合計画など他計画との整合を図るとともに、社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、計画期間は、5年間(2027(R9)年度～2031(R13)年度)とします。

第2章 とやまの森の現状と課題

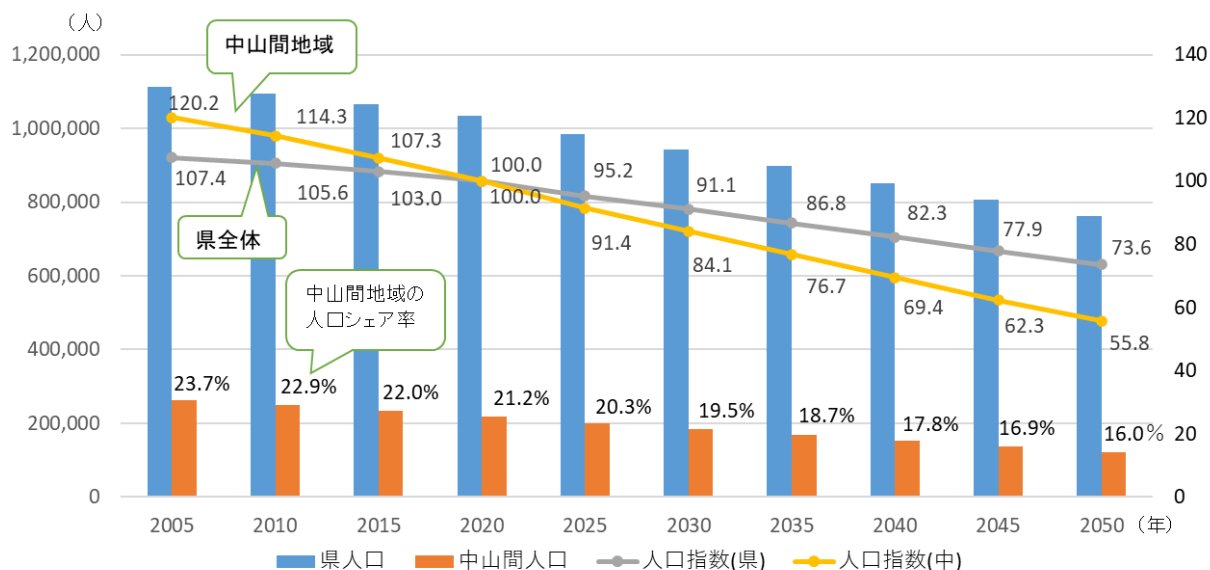
1 社会情勢の変化等

(1) 人口減少と少子高齢化

富山県の人口は、1998(H10)年の112.6万人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2035(R17)年には約89.8万人まで減少すると予測されています。高齢化率も上昇が見込まれ、人口減少と少子高齢化は全国平均を上回るスピードで進行しています。

特に、森林を含む中山間地域では、県全体より早いスピードで人口減少・高齢化が進んでおり、地域住民を中心とした里山林の維持管理や、森林ボランティア等による森づくり活動の継続が困難になることが懸念されています。

このため、地域住民や森林ボランティアに加え、企業をはじめとする多様な主体が森や木との関わりを深め、継続的に森づくりを支える環境を整えていくことが重要です。



人口の将来推計

資料：国勢調査の町丁・字等別統計及び国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をもとに、2020年農林業センサスの農業集落別に2050年までの男女・年齢別人口を取りまとめた農林水産省データより県中山間地域支援・移住促進課において作成

(2) 森林の高齢級化と森林資源の充実

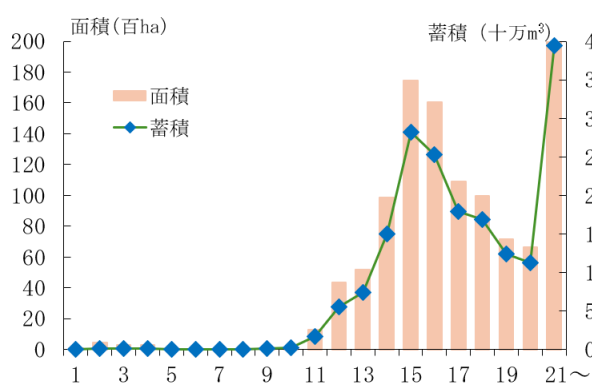
本県の県土の3分の2を占める森林は、北アルプスをはじめとする山々からの豊かな水を湛え、多様な動植物を育み、長い歴史の中で県民の暮らしと産業を支えてきました。

本県の民有林の約62%にあたる112千haは、自然豊かな天然林となっており、水源涵養などの公益的機能も高く評価されていますが、51年生(11齢級)以上の林分が98%以上を占め、高齢級化による二酸化炭素吸収量の低下、萌芽更新力の低下などが懸念されています。このため、特に里山林については、地域の実情や森林の特性に応じて、整備・保全や利活用による若返りを進め、機能の維持増進を図る必要があります。

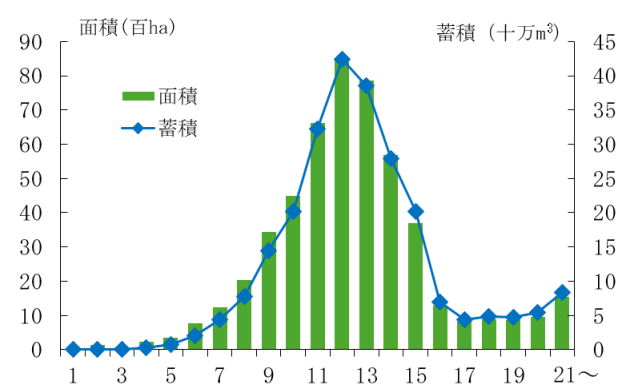
一方、本県の民有林の約 29%にあたる 51 千 ha のスギを中心とした人工林については、41 年生(9 齢級)以上の林分が 90%以上を占め、本格的な利用期を迎えています。このため、主伐・再造林の推進により森林資源の循環利用を進めるとともに、林業経営に適さない森林では針広混交林化等により公益的機能の発揮を重視した森林へ誘導する必要があります。

また、国民の 4 割が罹患し、国民病とも言われる花粉症について、国の「花粉症対策の全体像」を踏まえ、本県においては、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の生産拡大や、スギ人工林の伐採跡地への植栽を支援してきました。

2025 (R7) 年に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」では、「花粉症なので、無花粉スギが増えてスギ花粉を気にせず生活できればうれしい。」「無花粉スギへの置き換えを大規模にやってほしい。そのためなら水と緑の森づくり税が上がっても容認できる。」など、依然として高い期待が寄せられています。



天然林の齢級別面積等



人工林の齢級別面積等

資料：県森林政策課調べ 2025 (R7) 年 3 月 31 日現在

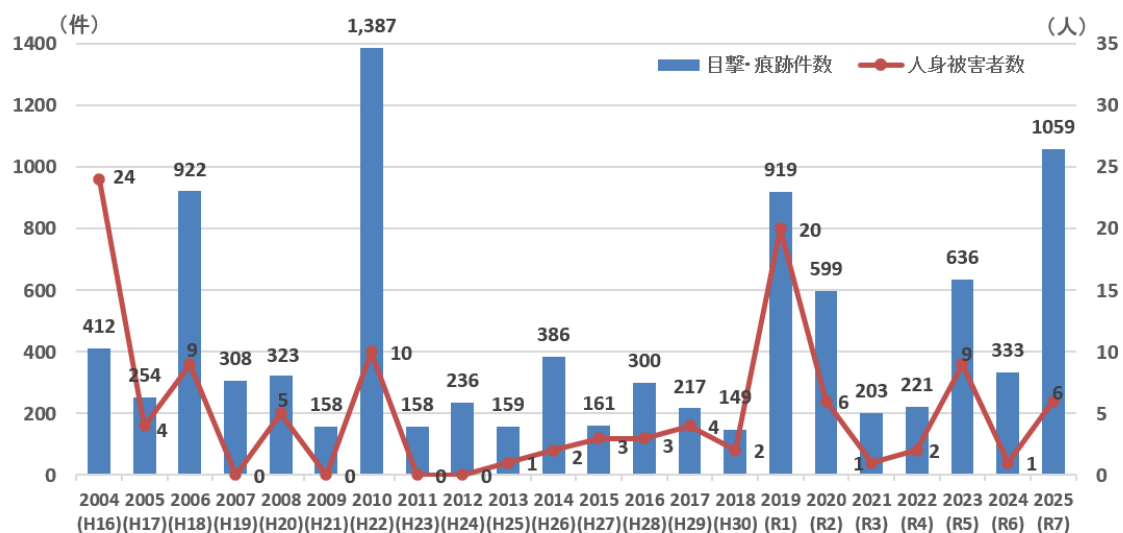
(3) ツキノワグマなど野生動物とのあつれきの増大

森林には多様な動物が生息しており、その生息環境は将来にわたって保全していく必要があります。一方、近年、ツキノワグマの人の生活圏への出没が頻発し、人身被害も毎年発生するなど、ツキノワグマと人とのあつれきが大きな社会問題となっています。

加えて、ニホンジカやイノシシ等については、生息数の増加や分布域の拡大により、農林業や生活環境、生態系への深刻な影響が懸念されています。

国の「森林・林業基本計画」においても、クマによる人身被害の増加を踏まえ、野生動物の生息環境の保全・整備や、緩衝帯整備による人の生活圏への出没防止の重要性が示されています。

本県が 2025 (R7) 年に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」では、「クマが人里に出没しないよう、里山林などの整備を重点的に進めてほしい。」など、対策の充実を求める意見が多数寄せられました。これらを踏まえ、引き続き、奥山においては、クマの生息環境の保全を図るとともに、里山においては、人と野生動物のすみ分けを図るための明るく見通しの良い里山林への再生整備の取組みを「富山県ツキノワグマ管理計画」と連携しながら、強化する必要があります。



ツキノワグマ目撃・痕跡件数及び人身被害者数

資料：県自然保護課調べ

(4) ネット・ゼロやネイチャーポジティブへの対応

国は、2050 (R32) 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「2050 年ネット・ゼロ」を目標として掲げるとともに、2030 (R12) 年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組みを進めています。

本県においては、「富山県カーボンニュートラル戦略」(2023 (R5) 年 3 月策定) に沿って、森林整備による二酸化炭素の吸収・固定、木材利用による炭素の長期貯蔵、化石資源代替による排出削減により脱炭素社会の実現に寄与するとともに、多様な森づくりによる生物多様性の保全や自然共生社会の実現に貢献しています。

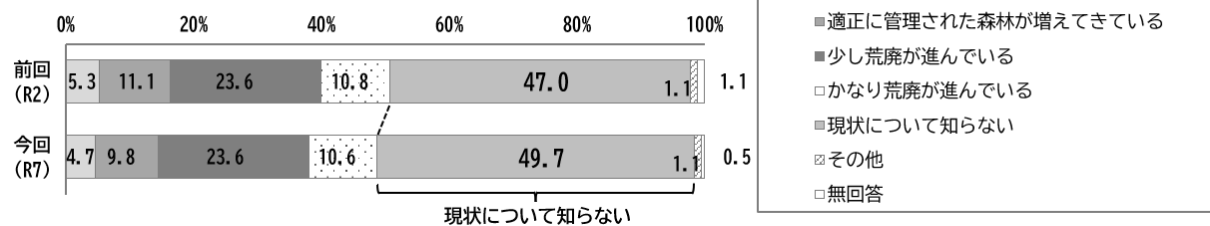
引き続き、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めるとともに、奥山など条件が不利な森林では、針広混交林や広葉樹林へ誘導する必要があります。また、里山林においては、拡大した竹林の整備や高齢級化した広葉樹等の若返りを図ることが求められています。

(5) 県民の森づくりに関する意識の変化

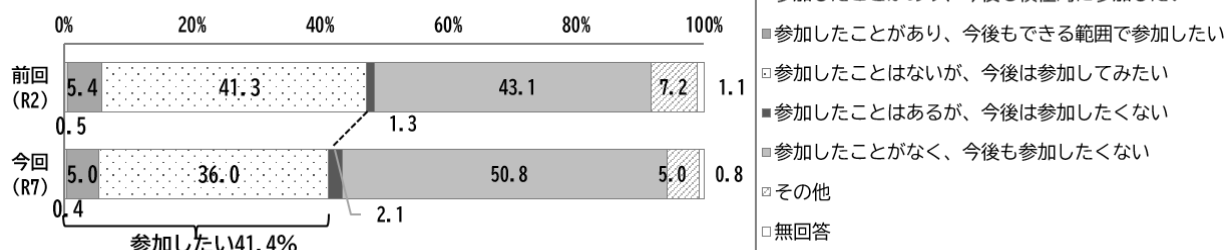
2025 (R7) 年度に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」によると、前回(2020 (R2))の調査時より、「森林の現状について知らない」との回答の割合が 2.7% 増加し、「森林ボランティア活動へ参加してみたい」との回答の割合が 5.8% 低下するなど、県民の森林や森づくりへの関心が低下している傾向が見受けられます。

一方で、約 4 割が森林ボランティア活動への参加に前向きな回答であったことから、今後も引き続き、森づくり活動への参加を促進するとともに、企業等による森づくり活動への参画や森林空間の活用の促進、幼少期からの木に触れる機会の創出など、多様な形で森や木に関わる機会を充実させることにより、森と木に関わる関係人口の拡大を図り、多くの県民に森林の役割や県産材利用の意義を理解していただくことが重要です。

森林の現状について【県民調査】



森づくりボランティア活動への参加【県民調査】



資料：「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」報告書

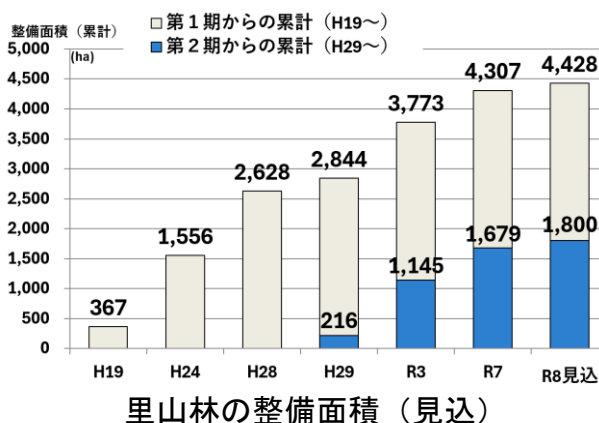
2 水と緑の森づくり事業の実績

(1) 水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進

○里山林の整備

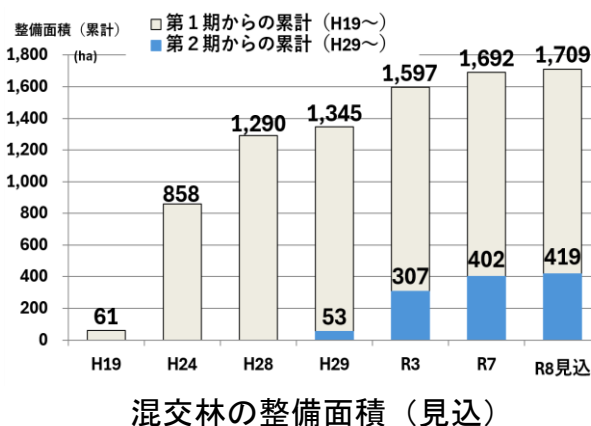
野生動物とのすみ分けや生物多様性の保全などを目指し、地域住民との協働による明るく見通しの良い里山林の再生に取り組み、荒廃した里山林 4,428ha(見込)を整備しました。

一方、地域住民の高齢化や中山間地域における人口減少の進行により、整備後の維持管理などの継続的な活動が難しくなっています。このため、維持管理の省力化を図るとともに、地域住民だけでなく、企業や森林ボランティアなど、多様な主体が里山林の維持管理や利活用に関わる仕組みの構築を図ることが必要となっています。



○混交林の整備

手入れ不足で過密となった人工林やタケが侵入し荒廃した人工林の多面的機能の維持・向上を図るため、スギと広葉樹が混ざり合った混交林へ誘導する整備を 1,709ha (見込) 実施してきました。整備後5年が経過した箇所では、広葉樹の侵入が確認されるなど、混交林化が着実に進んでいます。

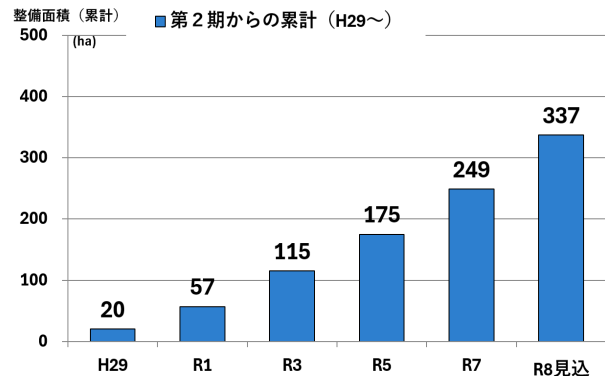


国の「森林・林業基本計画」においても、自然条件等に応じて、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行することが重要とされています。

○優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽

花粉発生源対策の一環として、本県が全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木の生産体制の整備を進めるとともに、スギ人工林の伐採跡地337ha（見込）において、植栽や初期保育を支援してきました。

今後、主伐による森林循環を加速化し、花粉発生源対策にも資するため、引き続き、「立山 森の輝き」の安定供給体制を確実なものとするとともに、伐採跡地への確実な植栽の推進により花粉の少ない森づくりを着実に進める必要があります。

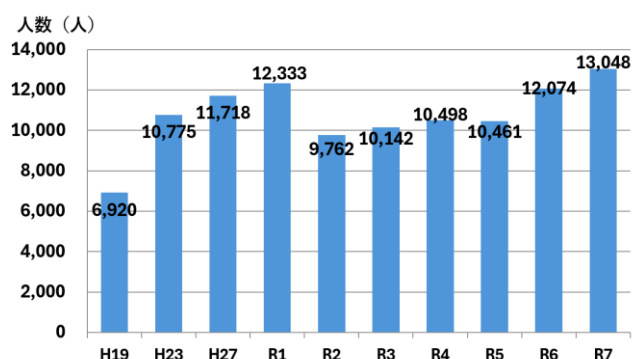


「立山 森の輝き」の植栽面積（見込）

（２）とやまの森を支える人づくりなどの推進

○県民参加による森づくりの年間参加延べ人数

県民参加による森づくりを推進するため、「とやまの森づくりサポートセンター」による森づくりボランティア活動支援を継続的に実施してきました。その結果、2025(R7)年度の年間参加延べ人数は、13,048人となり、2026(R8)年度の目標である13,000人を一年前倒しで上回りました。



森づくりの年間参加延べ人数

一方で、これまで活動の中心を担ってきた森林ボランティアは、高齢化の進行が懸念されており、次世代を担う参加者の確保が課題となっています。このため、若者、子育て世代、企業、都市住民など、多様な主体が参加しやすい機会を創出するとともに、森林環境教育や木育等を通じて、森づくりや木材利用への理解と関心を高め、森と木に関わる人づくりをより一層進める必要があります。

第3章 とやまの森づくりのための基本的な考え方

1 とやまの森づくりの基本理念

とやまの豊かな森を未来に引き継いでいくため、条例第3条において「県民全体で支える森づくり」の推進に関する基本理念を定めており、森づくりプランにおいても普遍的な理念として位置付けます。

この理念は、森林の恩恵が特定の地域や森林所有者だけでなく、県民全体に及ぶものであることを踏まえ、森林の整備・保全・利活用を県民全体で支えていくことを基本とするものです。

◆富山県森づくり条例（抜粋）◆

（基本理念）

第3条 森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。

3 森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

5 森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

2 とやまの森づくりの目指す姿

「富山県総合計画」は、県民一人ひとりの豊かで幸せな暮らしと本県の持続的な発展を実現するため、「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地、富山～」を目指して、2025(R7)年12月に策定されました。この趣旨を踏まえ、森づくりプランにおいては、森づくりや木材利用を通じて、県民の安全・安心な暮らしを実現するとともに、幅広い県民が森と木に関わる機会を創出し、県民のウェルビーイング向上を目指します。

具体的には、森林の状態や立地条件、地域ニーズ等を踏まえ、土砂災害の防止や水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産など、森林の多面的な機能を最大限に発揮させる森づくりを推進することにより、野生動物とのあつれきの軽減や花粉発生源の減少につなげ、県民の安全・安心な暮らしの実現を目指します。

また、森づくりを県民全体で支え推進していくためには、森林の現状や森づくりの大切さ、県産材利用の意義などについて、広く県民に理解していただくことが必要であることから、引き続き、森づくりボランティア活動を支援することに加え、森林環境教育や木育などの推進を通じて森や木と触れ合う機会を創出し、幅広い県民が森と木に関わ

る社会を目指します。

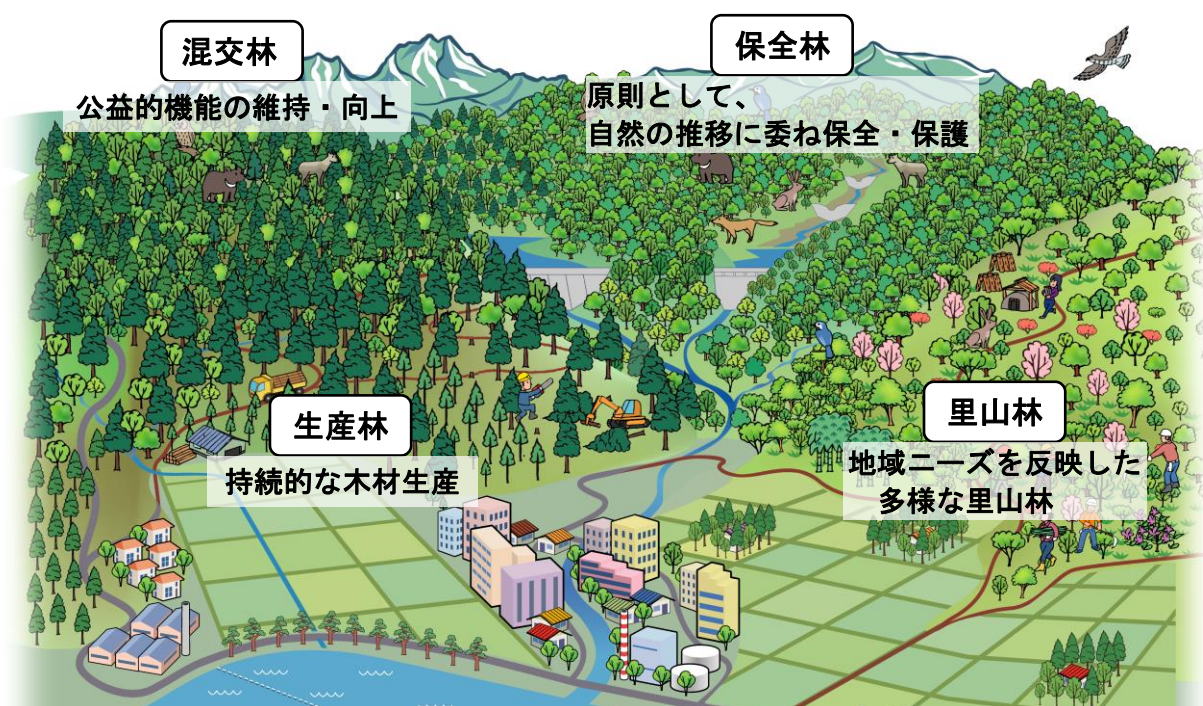
これらの目指す姿を端的に表すスローガンを、次のとおり定めます。

森や木との関わりを深め、ウェルビーイングの向上を目指す

3 とやまの森づくり基本指針

(1) 森林の整備及び保全に関すること

森林の整備及び保全にあたっては、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指します。また、それぞれが目指す森林の姿を次のとおりとします。



ア 里山林

集落周辺の森林では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物とのすみ分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山林を目指します。

イ 保全林

人里から離れ自然豊かな奥山の天然林など、継続的な利活用ができない天然林は、水土保全機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然の推移に委ねることを原則とし、成熟した天然林を目指します。

ウ 生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、間伐等の適切な森林整備を実施することで、水土保持機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再生林を繰り返す、持続的な木材生産が可能な人工林を目指します。

なお、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保持機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指します。

エ 混交林

樹木の十分な成長が見込めない場所や効率的な施業が困難な林業経営に適さない人工林では、侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐等を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、スギと広葉樹が混在する自然状態に近い森林に誘導し、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上を図る混交林を目指します。

【具体的な取組方針】県民の安全・安心な暮らしを支える森づくり

森林は、生物多様性の保全や地球温暖化の防止など、多くの恵みを県民にもたらす一方で、近年は、本来は森林に生息するはずのクマが人の生活圏へ出没し、人身被害が多発しており、社会問題化しています。

また、国民病ともいわれるスギ花粉症については、国民の約4割が罹患しているとされており、本県が開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」に対し、高い期待が寄せられています。

このため、「里山林」においては、これまで取り組んできた市町村や地域住民による明るく見通しの良い里山の再生整備に加え、県による侵入竹林の整備や林業事業体による高齢級化した広葉樹林の若返りを図る整備を組み合わせる実施し、クマ等の野生動物の移動経路を分断し、野生動物とのすみ分けを図ります。

また、「生産林」においては、充実した森林資源を背景に、主伐による森林循環の加速化を図るとともに、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による確実な再生林により花粉の少ない森林への転換を推進します。あわせて、無花粉スギの安定的な生産と需要拡大に取り組めます。

これらの取組を通じて、県民の安全・安心な暮らしを支える森づくりを推進します。

【重点施策】

- 県民との協働による里山林の整備
- 野生動物とのすみ分けを図る竹林や広葉樹林の整備
- 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の安定生産と普及拡大

（２）森と木に関わる関係人口の創出・拡大に関すること

本県では、これまで「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティア活動への支援や、「森の寺子屋」などによる森林環境教育等を通じた県民意識の醸成に取り組んできました。

一方、人口減少・少子高齢化の進行により、地域住民を主体とした里山林の維持管理や森林ボランティアによる森づくり活動の継続が困難となることが懸念されています。また、県民の価値観や生活スタイル等が多様化する中、森づくりへの関わり方も変化しています。

このため、これまで森づくりを支えてきた森林ボランティア等に加え、企業や学校などの多様な主体の参画と連携を進め、担い手の裾野を広げるとともに、様々な形で森や木と触れ合う機会を創出するなど、森や木との関わりを広げ、森と木に関わる関係人口の創出・拡大を目指します。

【具体的な取組方針】とやまの森と木に関わる人づくり

森林ボランティア活動への支援や森づくりに関する県民意識の醸成の取組みを引き続き推進するとともに、県民の価値観や生活スタイルの多様化などを踏まえ、取組みの充実を図ります。

森づくり活動への支援については、「とやまの森づくりサポートセンター」による森づくりボランティア活動への支援に加え、森づくりに関するセミナーや体験会、活動フィールドのマッチングなどを実施し、企業等の新たな主体の参画を促進するとともに、森林を地域資源として活用するため、森林サービス産業や自然体験活動の普及拡大を図るなど、多様な主体による森林空間の利活用を推進します。

また、県民意識の醸成については、森林の現状や森づくりの大切さ、県産材利用の意義に対する理解と関心をさらに高めるため、新聞や SNS など多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行うとともに、県民が森や木について理解を深めるための教材の制作や、新たな指導者の養成などを通じて、森林環境教育・木育の充実を図ります。さらに、建築物の木造化・内装木質化や県産材遊具の導入など、県産材を身近に感じられる機会を創出し、県産材の利用を促進します。

これらの取組みを通じて、森と木に関わる人づくりを推進します。

【重点施策】

森づくり活動支援（新たな参加機会の拡大）

- 森林ボランティア活動への支援（セミナー、体験会等）
- 森林空間の利活用の推進（情報提供、活動支援等）

県民意識の醸成（森と木への理解と関心の向上）

- 森づくりに関する情報発信（新聞、SNS 等の多様な媒体を活用）
- 森林環境教育・木育の充実（教材の充実、指導者の養成等）
- 県産材利用への理解と関心の増進（県産材に触れる機会の創出）

第4章 「水と緑の森づくり税」を活用した施策に関すること

1 「水と緑の森づくり税」の趣旨

(1) 導入の背景

森林は、木材等の生産機能のみならず、水源の涵養や県土の保全、生物多様性の保全など、県民生活に様々な恩恵をもたらしていますが、2004(H16)年のツキノワグマの平野部への大量出没や県西部での大規模な風雪被害の発生、カシノナガキクイムシによる被害の拡大などを受けて、森林に関する危機感が高まりました。このため、県では、とやまの豊かな森を県民全体で支え、健全な状態で次世代へ引き継ぐための財源として「水と緑の森づくり税」を2007(H19)年度から導入しました。

(2) 活用の基本的な考え方

導入の背景を踏まえつつ、社会情勢や森林を取り巻く状況、森づくりの変化にも対応するため、森林の多面的機能の維持・向上や野生動物とのすみ分け、花粉発生源対策にも資する里山林等の整備を推進するとともに、森づくりや木材利用に関する関係人口の創出・拡大などに活用します。

なお、国の補助事業や森林環境譲与税など他の財源とは、それぞれの趣旨や目的を踏まえ、適切な役割分担となるよう整理・調整し、県民の理解を得られるよう、活用することとします。

2 「水と緑の森づくり税」を財源とした施策の方向

【県民の安全・安心な暮らしを支える森づくり】

(1) 里山林の整備

野生動物とのすみ分けや生物多様性の保全、森林環境教育の場の提供など、地域や県民生活に密着した森林の多面的機能を発揮するため、里山林の再生整備を行います。

特に、ツキノワグマの大量出没と人身被害の拡大を踏まえ、「富山県ツキノワグマ管理計画」と連携し、これまでの市町村や地域住民に加え、県や林業事業体など幅広い主体による整備と利活用を推進します。

また、人口減少・少子高齢化が進行する中で、整備後の維持管理が継続的に実施されるよう、支援の充実を図ります。

ゾーニング管理と森林整備		ゾーニング目的／森林整備
コア 生息地		目的：クマにとって良好な生息環境を保全 整備：針広混交林等への誘導（国庫補助事業）
緩衝地帯	 県：竹林整備 事業体：広葉樹整備	目的：人間活動とクマの生息の両立 整備：クマの移動経路を分断する森林整備 ○竹林の拡大を抑制する整備（県） ○広葉樹の若返りを図る整備（林業事業体）
管理強化 エリア	 市町村：広葉樹整備、竹林整備、維持管理	目的：クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止 整備：明るく見通しの良い里山林整備（市町村）
排除 エリア		目的：人身被害等の発生や経済的損失の防止 整備：－

「富山県ツキノワグマ管理計画」と連携した里山林整備（概念図）

資料：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版」を基に森林政策課で作成

[具体的な主事業：里山再生整備事業]

事業内容	事業主体	実施方法
・ 里山管理利用計画の策定 ・ 森林整備（里山林、竹林の整備等） ・ 地域住民等による森づくり活動（簡易な森林整備や維持管理） ・ 森林病虫害等による枯損木の整備	市町村	交付金
・ 里山管理利用計画に基づき市町村が実施する里山林整備と一体的に行う竹林の拡大を抑制するための整備	県	委託等
・ 里山管理利用計画に基づき市町村が実施する里山林整備と一体的に行う広葉樹林の若返りを図るための整備	林業事業体	補助金
・ 県、林業事業体が実施する森林整備の施業区域の確認等	市町村	交付金

※交付金、補助金については、別に定める基準事業費を基礎として定額を交付

（２）花粉の少ない森林への転換の加速

花粉発生源対策として、県民の安全・安心な暮らしにつながる花粉の少ない森林への転換を図るため、引き続き、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の安定的な苗木の生産や需要拡大を推進するとともに、植栽や初期保育、普及 PR に努めます。

また、初期成長に優れ、森林循環の加速化や再造林コストの低減が見込まれる「エリート無花粉スギ」の開発促進と普及を進めます。

[具体的な主事業：優良無花粉スギ「立山 森の輝き」普及推進事業]

事業内容	事業主体	実施方法
・ 「立山 森の輝き」の植栽、初期保育（下刈りなど）	森林所有者等	補助金
・ 森林所有者等が実施する森林整備の施業区域の確認等	市町村	交付金
・ 「立山 森の輝き」の苗木の育成、エリート無花粉スギの開発 ・ 「立山 森の輝き」など県開発の無花粉スギの県内外への普及と需要拡大	県	委託等

※交付金、補助金については、別に定める基準事業費を基礎として定額を交付

◆協定の締結◆

県民の安全・安心な暮らしを支える森づくりに関する事業については、次の項目などについて、県、市町村、森林所有者の三者で 10 年間の協定を締結することとします。

＜協定内容＞

- ・ 協定期間内の伐採の制限
- ・ 所有権を譲渡した場合等の協定の承継
- ・ 協定に違反した場合の森林整備費用の返還 など

【とやまの森と木に関わる人づくり】

（１）森づくり活動支援（新たな参加機会の拡大）

ア 森林ボランティア活動への支援

森づくり活動に取り組む森林ボランティア団体や企業、地域住民等が安全かつ円滑に活動できるよう「とやまの森づくりサポートセンター」を中心として、活動に関する相談対応や技術指導、人材育成など、総合的・専門的に支援します。

また、森づくり活動の裾野を広げるため、新たな森林ボランティア団体の設立や企業等の参加を推進します。

【具体的な主事業：とやまの森づくりサポートセンター活動推進事業】

事業内容	事業主体	実施方法
○ボランティア等への活動支援 ・ヘルメットなどの安全用具やナタなどの活動用機器の貸出 ・保険料や活動実績に応じた経費の支援 ○研修活動 ・森づくり塾[入門、実践、機械利用等]の開催 ・体験ボランティアの開催 ○ボランティア等による里山整備の支援 ・森づくりサポーターの養成・派遣 ・企業と里山地区等をつなぐマッチング支援 ○広報活動 ・サポートセンター活動や森づくりに関する情報発信 ・登録団体、企業の活動に関する情報発信 ○ボランティア同士の交流促進等 ・「森づくり懇話会」の開催 ・森づくりサロンの設置・運営	県	委託等

イ 森林空間の利活用の推進

森林を地域資源として活用し、森と木に関わる関係人口の創出・拡大や地域の活性化につなげるため、森林空間が有する癒しや健康、学び、交流などの多面的な価値を活かした利活用を推進します。

また、森林サービス産業（森林×健康、森林×観光、森林×教育など）に関する取り組みの促進や自然体験活動等の普及拡大を図るとともに、市町村や民間事業者、関係団体等との連携を図り、多様な主体による森林空間の利活用を推進します。

【具体的な主事業：県民による森づくり提案事業】

事業内容	事業主体	実施方法
・県民が自ら企画し、実践する森づくり活動を支援 （森林整備、森林環境教育、森林資源の利活用、森林空間の利活用）	地域住民 ボランティア 団体等	補助金

(2) 県民意識の醸成（森と木への理解と関心の向上）

ア 森づくりに関する情報発信

森林の公益的機能や森づくり、木材利用の意義について、県民一人ひとりの理解を深めるため、多様な媒体を活用した情報発信や普及啓発を推進します。

また、こうした取組みを通じて、森や木を身近に感じる機会を創出し、森林や木材利用への理解と関心を高めるとともに、森づくり活動への参加や県産材の利用など、森や木との関わりを促進し、県民全体で森づくりを支える意識の醸成を図ります。

[具体的な主事業：水と緑の森づくり推進事業]

事業内容	事業主体	実施方法
・「水と緑の森づくり会議」「森林審議会森づくり部会」の開催 ・森と木に関する多様な媒体を活用した積極的な情報発信（関連事業） ・「とやま森と木のフェスタ」の開催	県	委託等

イ 森林環境教育・木育の充実

子どもから大人まで幅広い世代が、森林の役割や木材利用の意義について学び、森林や木に親しむ機会の充実を図るため、森林環境教育及び木育を推進します。

また、その指導者を養成し、学校、地域、関係団体等と連携し、森と人とのつながりを育む取組みを推進します。

[具体的な主事業：とやまの森づくり普及啓発推進事業]

事業内容	事業主体	実施方法
・児童、生徒を始め、広く一般県民を対象とした「森の寺子屋（出前講座・森林教室）」の開催 ・「森の寺子屋」の指導者（フォレストリーダー）や木育・自然保育の指導者の養成 ・「森の寺子屋」用教材（デジタル対応）制作	県	委託

ウ 県産材利用への理解と関心の増進

木の良さや木材利用の意義への理解を深め、森林資源の循環利用を図るため、公共施設や民間建築物の木造化・内装木質化、県産材遊具の導入などを支援し、多くの県民が県産材に触れ、その価値を実感できる機会の充実を図ります。

また、県産材の利用を通じて、木材だけでなく森づくりへの理解を深め、森や木との関わりを広げることで、森づくりへの関心を高めます。

[具体的な主事業：森と暮らしをつなぐ木づかい事業]

事業内容	事業主体	実施方法
・展示、波及効果の高い建築物の木造化・内装木質化等への支援 ・地域の特色を生かした木育活動への支援	市町村 民間団体	補助金
・幼児教育・保育施設等への県産材遊具の導入支援 ・県産材遊具と木育プログラムの開発支援	県	委託等

3 施策の目標

施策の計画期間における達成状況を検証するための指標とその目標を次のとおり設定します。なお、目標年次はこの計画期間の終期である 2031(令和 13)年度末とします。

区分	指標	目標値(R13)
県民の安全・安心な暮らしを支える森づくり	里山林整備面積	700ha
	市町村が策定する「市町村森づくりプラン」に記載された整備が必要な里山林のうち、令和 8 年度までに整備が完了していない里山林に加え、これまで整備したものの依然としてクマの出没が見られる地区等において、市町村による明るく見通しの良い里山林の整備を重点的に実施します。また、クマの移動経路となる森林においてクマの移動経路の分断を図るため、里山林の整備と一体的に行う竹林の整備や、高齢級化した広葉樹林の若返りを図る整備を実施します。 これまでの里山林整備の進捗状況や、クマの出没状況を勘案し、今後 5 年間で 700ha の整備を目指します。	
とやまの森と木に関わる人づくり	森と木に関わる活動への参加延べ人数	年間 30,000 人
	現在活動している森林ボランティア等については、今後も「とやまの森づくりサポートセンター」の支援により活動の定着を図るとともに、森林環境教育や木育、県産材利用など森づくりの大切さや木材利用への理解を深める取組みへの参加者も対象とし、今後、新たな取組みの展開や内容の充実により、森と木に関わる関係人口の創出・拡大を図り、30,000 人を目指します。	

※森林整備の対象と想定される森林の所在については、別表及び「市町村森づくりプラン」において示されています。

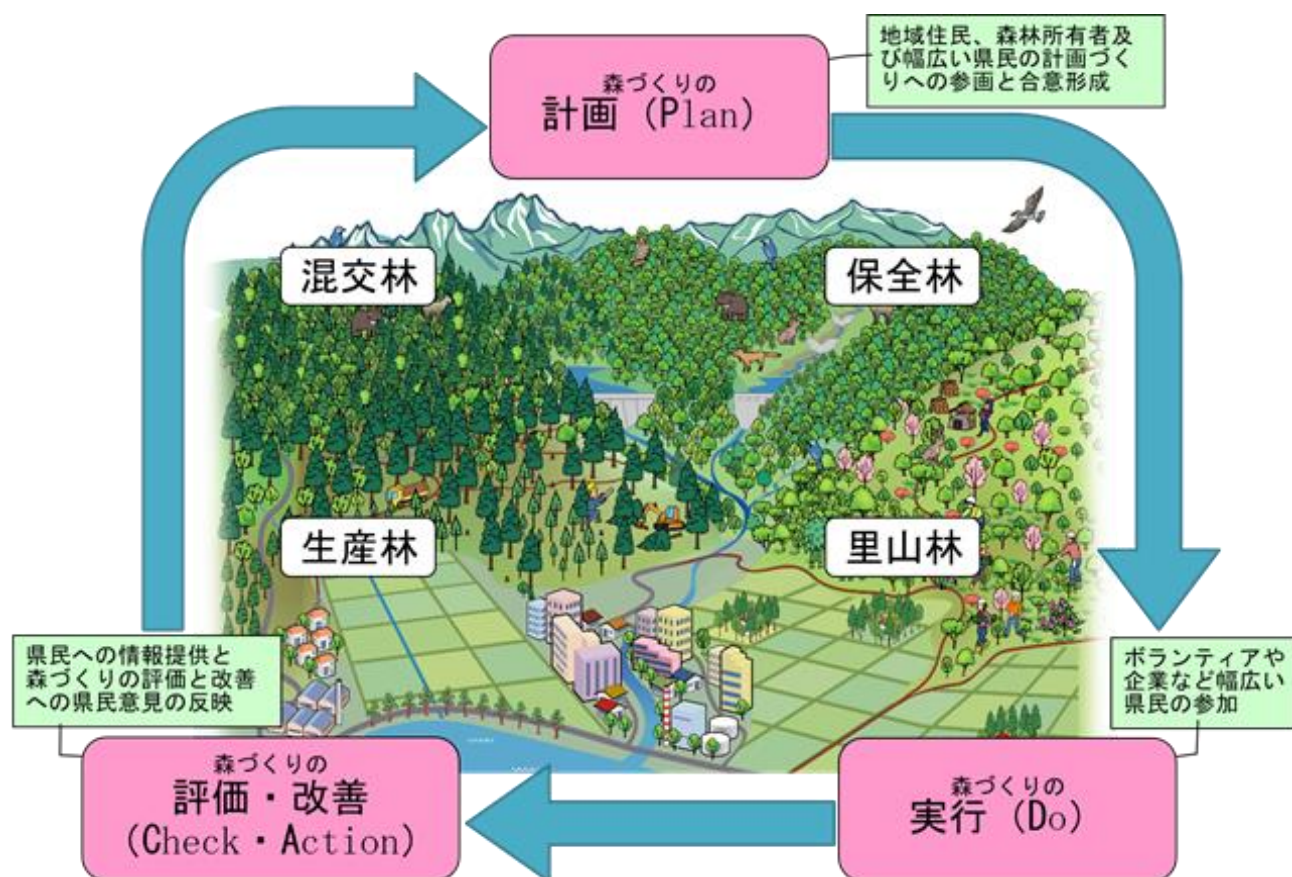
第5章 推進体制

1 計画の進行管理

施策の目標の達成に向け、各施策を着実に推進するとともに、社会情勢や森づくりを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行うことが重要です。

このため、計画満了年次の2031(R13)年度までの目標指標を設けるとともに、毎年度の取組みについて、「水と緑の森づくり会議」や「森林審議会森づくり部会」において、目標指標の達成状況や施策の実施状況について評価・点検を行い、次年度以降の施策に反映していきます。

併せて、計画の進捗状況や取組成果について、県ホームページや「富山県森林・林業白書」などを通じて、広く県民に公表し、計画の実効性を高めます。



2 計画の推進

施策の推進にあたっては、県民をはじめ、森林所有者、森林組合（林業事業体）、森林ボランティア団体・企業等、市町村及び県の関係者がそれぞれの役割を認識するとともに、相互に連携・協力して取り組むことが必要です。

3 関係者に期待するそれぞれの役割

【県民】

- ・ 県民全体でとやまの森を支えるため、森づくり活動への参加、県産材の利用、木育や森林空間の利用など、様々な形で森と木に関わるよう努めるとともに、森づくりの大切さや県産材利用の意義について理解を深めることが期待されます。
- ・ また、森づくりや県産材利用への理解を家庭や地域で広げることが期待されます。

【地域住民・森林所有者】

- ・ 地域住民は、地域の森林が有する多面的機能や森林の現状・課題について理解を深め、地域の森林を身近なものとして捉えることが期待されます。
- ・ 地域住民は、地域の森づくり活動への参加、森林資源や森林空間の利用などを通じて、継続的に森や木と関わることを期待されます。
- ・ 森林所有者は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その重要性を認識し、森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、自ら森林の経営管理を行うことが困難な場合は、森林組合等の林業事業体への施業の委託や市町村の制度の活用などにより、適切な森林の経営管理に努めることが期待されます。

【林業事業体】

- ・ 地域林業の中核的な担い手として、森林所有者や市町村等と連携しながら、適切な森林整備や県産材の安定供給を推進するとともに、県民協働による森づくり活動への支援や林業の担い手の確保・育成に取り組むことが期待されます。

【森林ボランティア団体・企業等】

- ・ 森林ボランティア団体、NPO 等については、森づくり活動や県産材利用に関する取組みを継続的に実施するとともに、新たな主体の参画が期待されます。
- ・ 企業については、「2050 年ネット・ゼロ」や「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、環境に配慮した企業経営等への意識が高まる中、森林吸収源の確保や生物多様性の保全に貢献する取組みとして、企業による森づくり活動や県産材利用の推進が期待されます。

【市町村】

- ・ 地域住民や森林所有者、森林組合等の林業事業体、企業など多様な主体の参画を促し、地域の取組みをけん引するとともに、県と連携して、森づくりプランに基づく各種施策を推進し、地域の実情に応じた森づくりを進めることが期待されます。

【県】

- ・ 森づくりプランの目標達成に向け、関係者と連携しながら総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、森づくりプランの周知と理解の促進に努めます。
- ・ 市町村が森づくりプランに沿った森づくりに関する計画を策定し、又は施策を推進するにあたっては、必要な助言、情報提供その他の支援を行います。

別表（里山林の整備の対象と想定される森林の所在）

市町村名		森林の所在（林班）
富山市	富山市[旧]	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13
	大沢野町[旧]	1,6,10,11,12,14,15,17,19,20,23,24,25,26,28,29,42,43,46,47,48,50,51,53,54,55,56,57,58,59,62,63,65,66,67,68,69,70,71
	大山町[旧]	54,67,68,69,71,72,98,202,204,205,206,207,214,215,216,217,260,262,263,264,265,267,269,270,271,272,273,274,276,277,279,280,281,283,285,290,297,298,301,302,303,304,305,306,307,308,311,312,313,314,315
	八尾町[旧]	1,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,15,16,17,18,19,45,46,47,49,50,51,52,53,54,56,62,63,64,65,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,79,80,86,93,94,97,99,101,102,103,104,105,106,107,109,110,111,112,113,114,115,116,118,119,120,123,124,125,126,127,128,130,131,132,133,134,135,147,148,153,179,196,197,198,199,200,201,202,203,204,212,213,214,218,219,220,221,222,223,224,225,226,227,228,229,230,231,232,233,234
	婦中町[旧]	1,2,3,4,5,7,8,9,10,12,13,14,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39
	山田村[旧]	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55
	細入村[旧]	12,16,17,23,25,32,39,46,47,48,49
魚津市		2,3,4,5,6,7,10,11,12,13,16,17,18,19,21,32,50,79,80,88,95,103,104,105,108,110,111,112,113,114,115,119,120,121,123,124,126,129,131,132,133,134,135,150,151,152,153,154,155,156,157,158
滑川市		1,2,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16
黒部市	黒部市[旧]	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,14,15,16,18,20,24,26,27,36,38,39,40,42,57,58
	宇奈月町[旧]	1,2,4,5,14,15,28,29,30,33,34,35,36,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51
上市町		31,36,63,66,70,71,73,76,78,84,85,90,91,92,124,129,130,131,135,140,141,142,143,144,145,146,148,149,150,151,152,154,155,157,163,165,166,167,168,170,171,172,173,174,180,181,183,186,187,188
立山町		1,2,3,4,9,10,14,17,33,39,43,44,45,46,47,48,52,53,54,55,56,58,61,62,70,72,73,75,77,78,79,83,85
入善町		3,4
朝日町		1,17,18,22,26,29,30,31,32,33,35,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,75,76,77,79,80,81,82,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141
高岡市	高岡市[旧]	1,4,5,7,8,9,10,11,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,35,36,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62
	福岡町[旧]	1,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,23,24,25,26,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,62,64
氷見市		1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,24,25,26,27,28,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,74,75,76,77,78,79,80,81,82,84,85,86,87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,156,157,159,160,161,162,163,164,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,182,183,184,185,187,188,189,191,193,194,195,196,197,198,199,200,201,202,203,204,205,206,207,208,209,210,211,212,213,214,215,216,217,218,219,221,223,224,226,227,229,230,231,232,233,234,235,236,237,238,239,241,242,244,245,247,248,249,251,252,253,254
砺波市	砺波市	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,21,23,25,26,27,28,31,32,33,34,35,36
	庄川町[旧]	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,16,27,28
小矢部市		1,3,4,5,6,7,8,11,12,13,14,15,16,18,19,20,22,23,24,25,26,27,29,32,34,37,39,41,42,43,47,48,51,52,53,54,56,57,58,59,60,65,66,67,68,69,70,71,72,74,75,76,77,78,82,83,84,87,89,91,92,98,99,100,101,103,104,105,106,107,111,112
南砺市	城端町[旧]	1,2,3,6,7,8,9,10,19,22,23,24,25,32,33,34,46,47,48,49,50,51,52,53,54,72,73
	平村[旧]	10,14,19,20,24,25,52,53,54,55,60,89,95,96,97,98,99,106,130,131,135
	上平村[旧]	7,15,16,17,19,21,22,62,64,66,67,68,69,70,72,73,81,82,86,87
	利賀村[旧]	5,7,10,11,12,42,43,44,45,46,48,60,62,63,64,67,68,69,71,72,73,74,75,78,82,84,90,147,149,158,173,174,175,177,188,190,192
	井波町[旧]	5,8,9,10,15,16,17,18,19,20
	井口村[旧]	1,2,3
	福野町[旧]	1,2,3,4,5,6
	福光町[旧]	2,3,4,11,32,33,34,35,36,37,38,39,49,50,51,52,116,117,118,119,120,121,122,124,125,127,128,129,130,131,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,168,169,170,171,172,173,174,175,176
射水市	小杉町[旧]	2,3,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,17,18,19,21,22,27,28

林班：森林の位置を示すため、尾根や川、道路などで区切って市町村ごとに番号を付した森林の便宜上の区画のことで、県と市町村に備えてある「森林計画図」に記載されています。

1 森林の公益的機能評価の概要

(1) 趣 旨

森林は、木材生産の場としてだけでなく、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、森林レクリエーションの場の提供など、様々な公益的機能を有していることから、これらを分かり易く示すために森林の公益的機能の評価額を試算しました。

(2) 森林の公益的機能の評価額

日本学術会議では、森林には次のような機能があるとして、全国の森林におけるこれらの機能のうち、金額に置き換えることが可能な働きを貨幣評価し、年間約 70 兆円になると公表しました。

これに基づく算出方法で本県の森林の公益的機能について評価を行ったところ、その評価額は年間約 1 兆 1 千億円になりました。

森林の機能一覧		
①生物多様性保全 遺伝子保全 生物種保全 生態系保全	④水源かん養機能 洪水緩和 水資源貯留 水量調節 水質浄化	⑦文化機能 景観・風致 学習・教育 芸術 宗教・祭礼 地域の多様性維持(風土形成)
②地球環境保全 地球温暖化の緩和 地球気候システムの安定化 酸素供給	⑤快適環境形成機能 気候緩和 大気浄化 快適生活環境形成	⑧物質生産機能 木材 食料 肥料 飼料 薬品その他の工業原料 緑化材料 観賞用植物 工芸材料
③土砂災害防止機能／土壌保全機能 表面浸食防止 表層崩壊防止 その他の土砂災害防止 土砂流出防止 土壌保全 その他の自然災害防止機能	⑥保健・レクリエーション機能 療養 保養 レクリエーション	

□：貨幣評価されたもの

森林の公益的機能評価額（年間）

機能の種類	全 国	富山県	全国比
水源かん養機能	29兆8,454億円	6,522億円	2.19%
洪水緩和	6兆4,686億円	831億円	1.28%
水資源貯留	8兆7,407億円	2,269億円	2.60%
水質浄化	14兆6,361億円	3,422億円	2.34%
土砂災害防止機能／土壌保全機能	36兆6,986億円	4,270億円	1.16%
表面浸食防止	28兆2,565億円	3,196億円	1.13%
表層崩壊防止	8兆4,421億円	955億円	1.13%
なだれ防止	—	119億円	—
地球環境保全機能	1兆4,652億円	163億円	1.11%
二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	133億円	1.07%
化石燃料代替	2,261億円	30億円	1.34%
保健・レクリエーション機能	2兆2,546億円	255億円	1.13%
計	70兆2,638億円	1兆1,210億円	1.60%

※本県の森林面積は全国森林面積の 1.13%を占めています。

2 とやまの森林の公益的機能の評価方法

(1) 水源かん養機能

① 洪水を緩和する働き（洪水緩和機能）

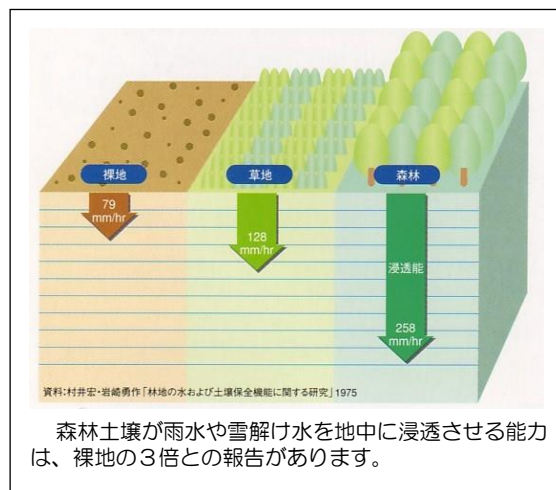
評価額 831億円

森林の土壌は、穴の多いスポンジのようになっており、雨水や雪解け水をすみやかに地中に浸透させる役割があり、豪雨時に雨水が一気に下流に流れ出る量を低下させる働きを持っています。

本県におけるその量は、約1分半で東京ドームをいっぱい*1にできる量に相当すると推定されており、この働きを治水ダムで賄った場合の施設の維持管理費等で算出しています。

*1 東京ドーム容積は約124万m³

(植生による浸透能の違い)



② 水資源を蓄える働き（水資源貯留機能）

評価額 2,269億円

森林の土壌には、雨水等をすみやかに地中に浸透させ蓄える役割があり、豪雨時には一気に下流に放出される水を利用可能な水として確保するとともに、渇水期には、森林土壌中に深く浸透した降水を地下水として徐々に流出させる働きを持っています。

本県におけるその蓄えられる量は、年間で有峰湖2.2杯分*2に相当すると推定されており、この働きを治水ダムで賄った場合の施設の維持管理費等で算出しています。

*2 有峰湖の貯水量は約2億2千万m³

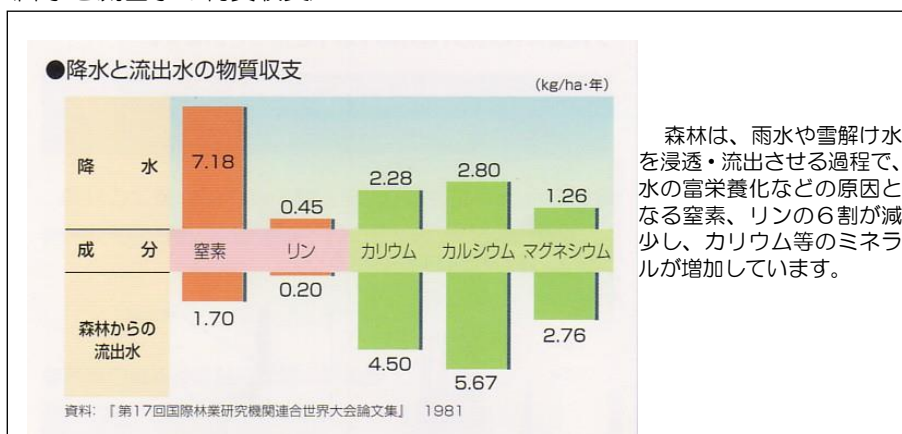
③ 水をきれいにする働き（水質浄化機能）

評価額 3,422億円

森林の土壌が、雨水等をすみやかに地中に浸透させ蓄える過程で、濁りを抑えたり、窒素など水の汚れにつながる物質を取り除くなど水質を浄化し、利用可能な水として河川などに流出させる働きを持っています。

そのうち生活用水として利用されている量を水道料金、その他を雨水利用施設の維持費等に置き換えて算出しています。

(降水と流出水の物質収支)



(2) 土砂災害防止機能／土壌保全機能

(森林と裸地の流出土砂量の違い)

① 土砂の流出を防止する働き (表面侵食防止機能)

評価額 3, 196 億円

森林は落葉落枝や草などによって地表が覆われているため、降雨などによる土壌の浸食や流出を抑える働きを持っています。

本県におけるその流出防止量は、年間で東京ドーム47杯分に相当すると推定されており、この働きを砂防ダムで賄った場合の施設の建設費で算出しています。



森林と裸地を比較した場合、流出する土砂の量は、森林は裸地の1/150であるという報告もあります。

② 土砂の崩壊を防止する働き (表層崩壊防止機能) 評価額 955 億円

森林は、地中に広がる樹根によって山崩れを起こりにくくする働きを持っています。

本県におけるその崩壊防止面積は、年間で東京ドーム233個分*3の面積に相当すると推定されており、この働きを土留よう壁などの山腹工で賄った場合の施設の建設費で算出しています。

*3 東京ドームの面積は46,755m²

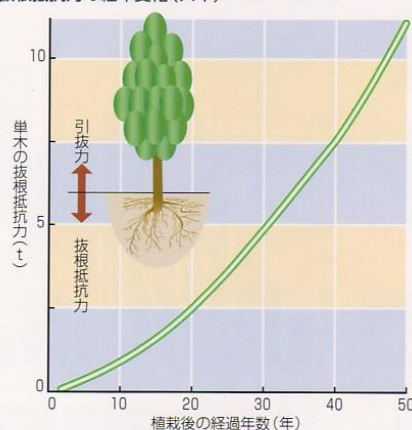
(土を支えるの根のイメージ)



森林の土壌中には、樹根が網の目のように張りめぐらされており、これが土や石をしっかりとつかんで山崩れを防止しています。

(立木の伐根抵抗力の経年変化)

立木の伐根抵抗力の経年変化(スギ)



樹根の力によって土砂崩壊を防止する働きは、樹齢が高くなるほど高まることがわかっています。

③ なだれを防止する働き (なだれ防止機能) 評価額 119 億円

森林は、その樹幹により斜面積雪の移動や崩壊を防ぐ働きを持っています。

多雪地帯である本県では、この働きがなだれの発生を防止し、生活環境を守る重要な役割を果たしていることから、なだれ防止機能を独自に評価することとし、この働きをなだれ防止施設で賄った場合の施設の償却費で算出しています。

(3) 地球環境保全機能

① 二酸化炭素を吸収する働き（二酸化炭素吸収機能） 評価額 133億円

森林は、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する働きを持っています。

本県における森林による二酸化炭素吸収量は、年間で 104 万トンと推定されており、これを火力発電所における二酸化炭素回収施設*4で回収を行った場合の費用で算出しています。

*4 火力発電所における二酸化炭素回収技術はまだ試験段階です。

(森林の二酸化炭素吸収量)

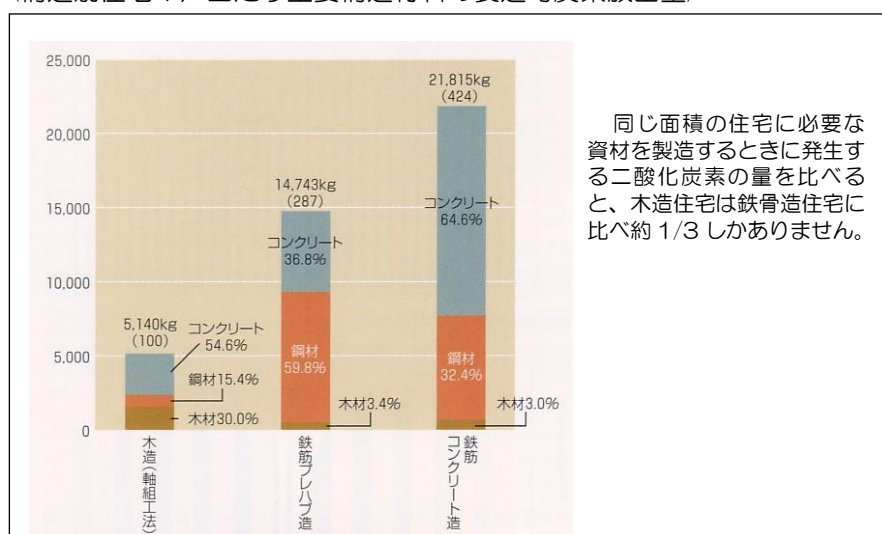


② 化石燃料の使用量を抑制する働き（化石燃料代替機能） 評価額 30億円

森林から生産される木材は、他の材料に比べて製造時のエネルギーが少なく、二酸化炭素の放出量が少なく抑える働きを持っています。

本県で建築された木造住宅戸数から、二酸化炭素放出抑制量を年間で 24 万トンと推定し、これを火力発電所における二酸化炭素回収施設で回収を行った場合の費用で算出しています。

(構造別住宅1戸当たり主要構造材料の製造時炭素放出量)



(4) 保健・レクリエーション機能**① 保養機能 評価額 255億円**

森林は、その存在自体が人に安らぎを与え、心身の緊張を和らげる効果があり、多数の人が登山、ハイキング、キャンプ等で森林を訪れ余暇を過ごしています。

この働きを、全国のアンケート調査から森林風景をみることを目的とした旅行費用を推定することにより算出しています。

○富山県森づくり条例

平成18年 6 月28日

富山県条例第40号

改正 平成23年 9 月28日 条例第45号

改正 平成26年 3 月26日 条例第36号

富山県森づくり条例を公布する。

富山県森づくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 森づくりの基本計画等（第10条—第13条）

第3章 森づくりに関する基本的施策（第14条—第21条）

第4章 富山県水と緑の森づくり会議（第22条—第24条）

第5章 富山県水と緑の森づくり基金（第25—第30条）

第6章 財政措置等（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森づくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者及び森林組合の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森づくり 森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。
- (2) 森林の公益的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の森林が有する公益的な機能をいう。
- (3) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。
- 4 森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。
- 5 森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める森づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、森づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の責務）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の公益的機能を確保することの重要性を認識するとともに、森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

（森林組合の責務）

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、森づくりを担う人材の育成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、基本理念について理解を深め、森づくりに関する取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう十分配慮するものとする。

（県の施策への協力）

第9条 森林所有者、森林組合、県民及び事業者は、県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 森づくりの基本計画等

（森づくりの基本計画）

第10条 知事は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 森づくりに関する目標及び基本方針
- (2) 森づくりに関する施策の基本となる事項
- (3) 森づくりを推進するための体制の整備に関する事項
- (4) その他森づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村並びに森林所有者、森林組合、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（実施状況の公表）

第11条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

（施策の推進等に係る体制の整備）

第12条 知事は、基本計画に基づく施策を推進し、及び当該施策の実施状況を評価するための体制を整備するものとする。

（市町村に対する支援等）

第13条 県は、市町村が基本計画に沿った森づくりに関する計画を定め、又はこれに基づく施策を実施するときは、森づくりについての必要な助言その他の支援を行うことができる。

第3章 森づくりに関する基本的施策

（森林の適正な整備及び保全）

第14条 県は、森林の公益的機能が持続的に発揮されるとともに、地域の特性に応じた造林、保育その他の森林の施業が行われるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため必要な措置を講ずるものとする。

（里山の整備等への支援等）

第15条 県は、里山（人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地に存する森林であって、人により維持若しくは管理がなされており、又はかつてなされていたものをいう。以下この条において同じ。）の所有者及び里山の周辺の住民が継続して行

う里山の適正な整備、保全又は利用を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 里山の所有者及び里山の周辺の住民は、当該里山の整備、保全又は利用について、森づくり活動団体等（基本計画に沿った森づくりに関するボランティア活動を行う個人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。第21条において同じ。）と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（森林資源の循環利用）

第16条 県は、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、森林資源の循環的な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第17条 県は、森づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第18条 県は、市町村、森林所有者及び森林組合と連携して、森づくりに関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、及び確保するため必要な措置を講ずるものとする。

（教育の推進等）

第19条 県は、森づくりに関する教育を推進するため、指導者の養成、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等への情報提供等）

第20条 県は、県民及び事業者の森づくりに対する意識の高揚が図られるとともに、これらの者の森づくりに関する活動への参画が促進されるよう、市町村と連携して、森づくりに関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等への支援）

第21条 県は、県民、事業者又は森づくり活動団体等が行う森づくりに関する取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第4章 富山県水と緑の森づくり会議

（設置及び所掌事務）

第22条 森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための事項について調査審議するため、富山県水と緑の森づくり会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事項について調査審議し、及び知事に対して意見を述べるものとする。

(1) 森づくりに関する県民意識の高揚及び啓発活動に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項

（組織等）

第23条 会議は、議長及び委員20人以内で組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

（細則）

第24条 前条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

第5章 富山県水と緑の森づくり基金

（基金の設置）

第25条 森づくりに関する施策を推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に資するため、富山県水と緑の森づくり基金（以下「基金」という。）

を設置する。

(積立て)

第26条 基金として積み立てる額は、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）附則第14条及び附則第14条の2の規定による加算額に係る収納額に相当する額として予算において定める額とする。

2 知事は、前条に規定する基金の設置の目的（以下「基金の目的」という。）のため現金の寄附を受けたときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

(平23条例45・一部改正)

(管理)

第27条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第28条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的を達成するために必要な事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第29条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第30条 基金は、基金の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

第6章 財政措置等

(財政上の措置等)

第31条 県は、森づくりに関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(税制上の措置)

第32条 県は、森づくりに関する施策に要する経費の財源を確保するため、課税について必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第33条 知事は、森づくりに関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(細則)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(富山県税条例の一部改正)

2 富山県税条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年条例第45号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成26年3月26日から施行する。